

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額と期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ベンガラデシ ユ	ベンガラデシユ人民共和国政府 に対する贈与に関する日本国政府 とベンガラデシユ人民共和国 政府との間の交換公文	貧困削減に係る計画等を実施するために必要な生産物 及び役務の購入	490,000千円 H29.2.28まで	H28.2.9 ダッカで (同日)	日本側 渡邊正人在 ベンガラデシユ側 モハマ ド・メジバフツディン財 務省経済関係局上級次官	H28.2.22 41号
ベンガラデシ ユ	人材育成奨学計画のための贈与 に関する日本国政府とベンガラ デシユ人民共和国政府との間の 交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	393,000千円 H33.12.31まで	H28.5.22 ダッカで (同日)	日本側 渡邊正人在 ベンガラデシユ側 モハマ ド・メジバフツディン財 務省経済関係局上級次官	H28.6.2 201号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。